

第 2 章 現状と課題

1. 島根県における情勢の変化

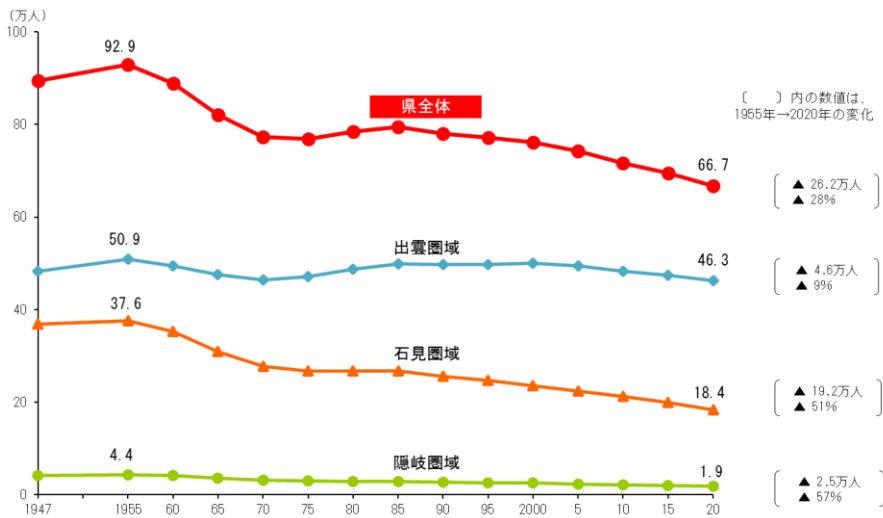
(1) 人口問題

①人口減少

島根県の人口は、ピーク時の 1955 年（昭和 30 年）から 28%減少し、3 圏域別では、出雲圏域に比べ石見圏域、隠岐圏域の減少が顕著となっています（図表 1）。

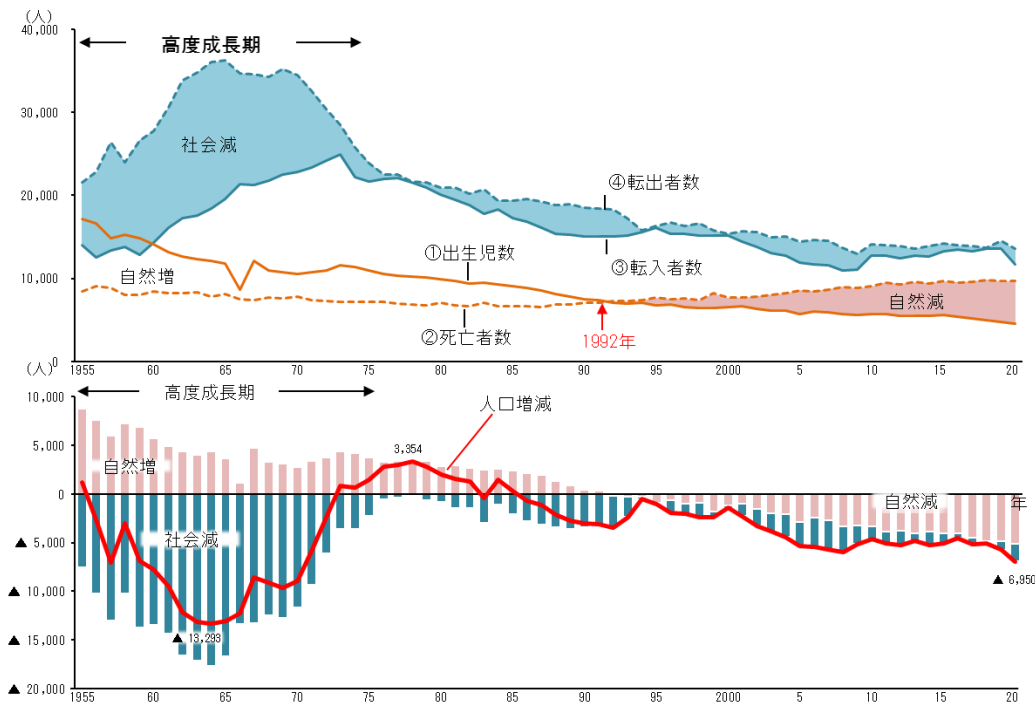
また、県人口は、1992 年（平成 4 年）から自然増から自然減に転換、2010 年代に入り自然減約 4 千人／年、社会減約 1 千人／年が続いていましたが、2016 年（平成 28 年）以降は自然減が拡大している状況にあります（図表 2）。

【図表 1】（島根県の人口推移）



資料：総務省統計局「国勢調査」、2020 年は島根県「島根県人口移動調査」

【図表 2】（島根県の人口動態）

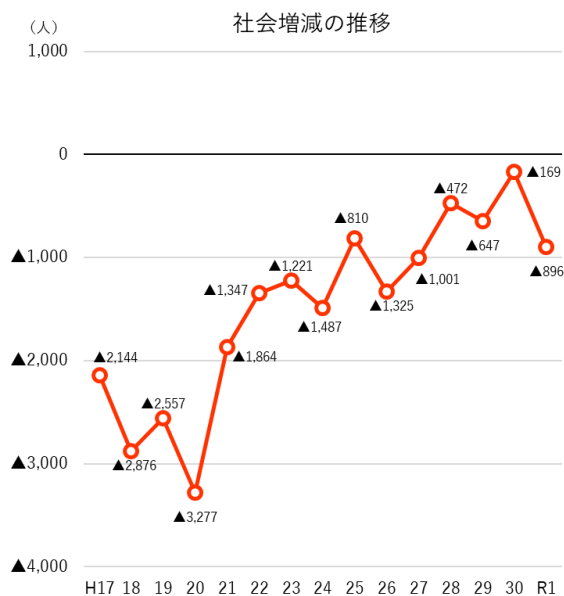


資料：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」、厚生労働省「人口動態統計」、島根県「島根県人口移動調査」

社会減については、2008年（平成20年）から減少傾向でしたが、2020年（令和元年）は前年と比較して約700人に拡大しています（図表3）。

また、近年、外国人住民が増加傾向であったものの、2020年（令和元年）はブラジル人の減に伴い前年から微減しています（図表4）。在留資格別では、技能実習が増加しています（図表5）。

【図表3】（社会動態）

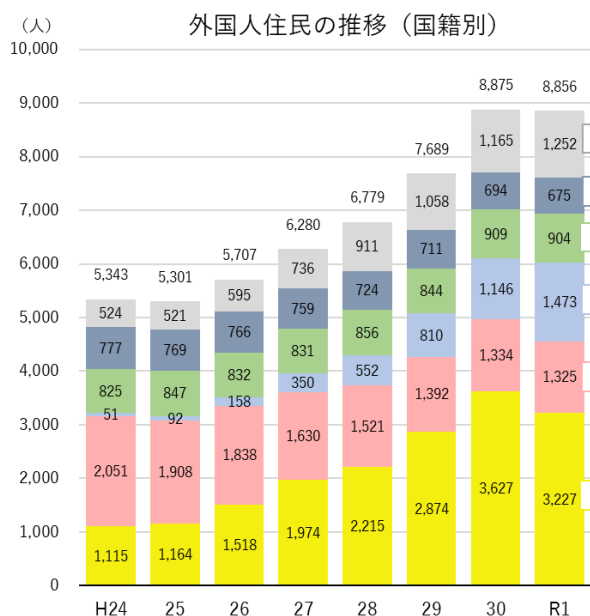


	H29年	H30年	対前年		
			H29年	R1年	
転入者数 (うち国外)	13,229 (2,075)	13,544 (2,530)	+ 315 (+ 455)	13,582 (2,352)	38 (▲ 178)
転出者数 (うち国外)	13,876 (1,005)	13,713 (1,142)	▲ 163 (+ 137)	14,478 (1,404)	765 (+ 262)
社会増減 (うち国外)	▲ 647 (1,070)	▲ 169 (1,388)	+ 478 (+ 318)	▲ 896 (948)	▲ 727 (▲ 440)
U・Iターン者数	4,227	4,082	▲ 145	3,763	▲ 319
Uターン者	2,522	2,397	▲ 125	2,336	▲ 61
Iターン者	1,649	1,645	▲ 4	1,380	▲ 265

U・Iターン者数には、居住歴不詳を含む。

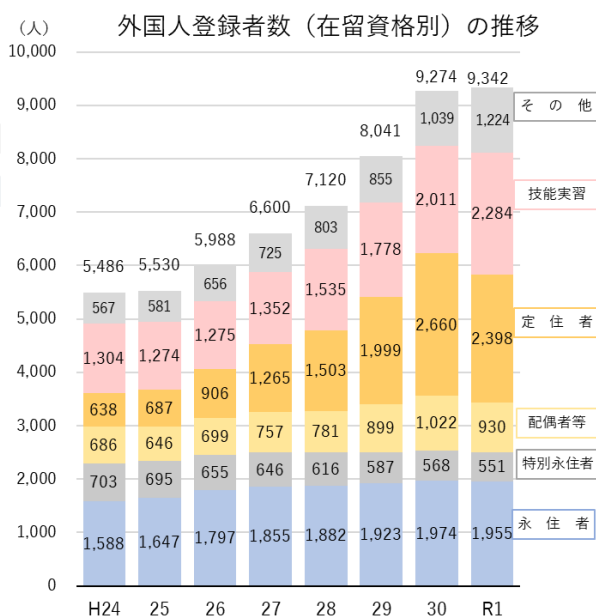
資料：島根県「島根県人口移動調査」〔各年10月1日現在〕

【図表4】



資料：「島根県文化国際課」〔各年12月末〕

【図表5】

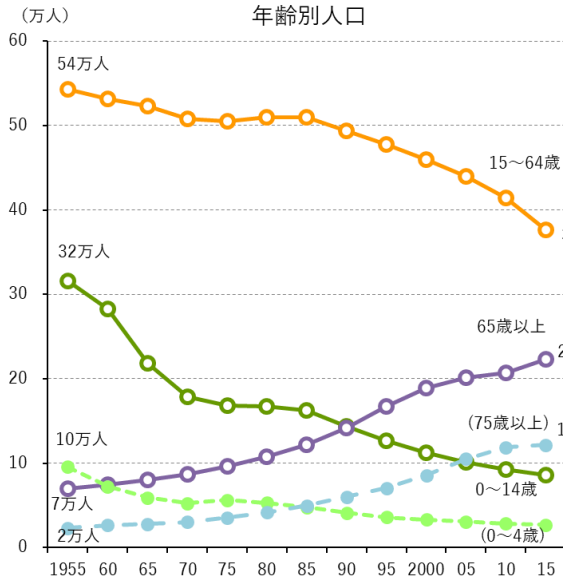


資料：法務省「在留外国人統計」〔各年12月末〕

②少子・高齢化の進行

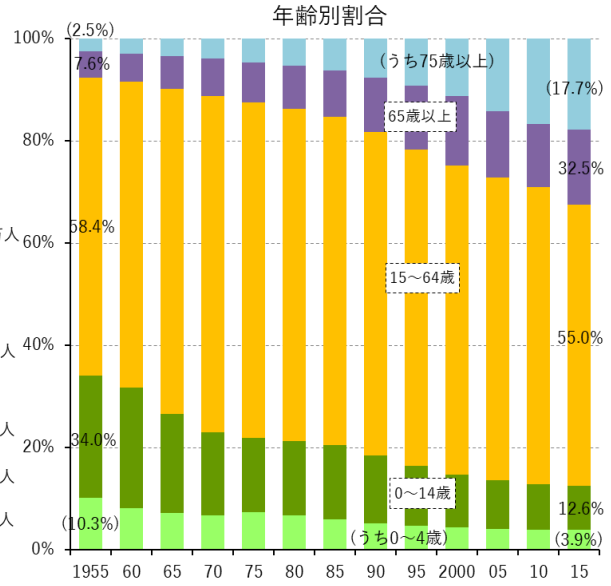
島根県では、1990年（平成2年）を境に、年少人口より老年人口が増えています（図表6）。最近では、3人に1人が高齢者で、5.6人に1人が75歳以上という構成です（図表7）。

【図表6】



資料：総務省統計局「国勢調査」

【図表7】

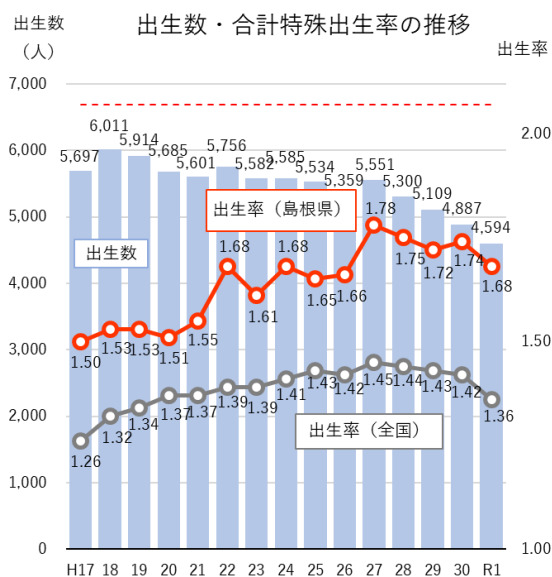


資料：総務省統計局「国勢調査」

島根県の合計特殊出生率は、令和元年で1.68であり、前年より低下したものの、全国的に見れば3位と引き続き高い水準を維持しています（図表8）。

一方で、女性人口の減少に伴い、出生数自体は減少傾向にあります（図表9）。

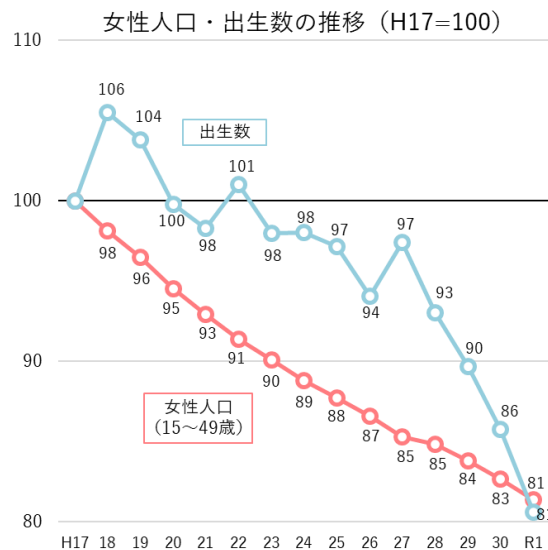
【図表8】



資料：出生数・合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」〔暦年〕（R元は概数）

女性人口は島根県「島根県人口移動調査」（H17・22・27年は総務省統計局「国勢調査」）〔各年10月1日現在〕

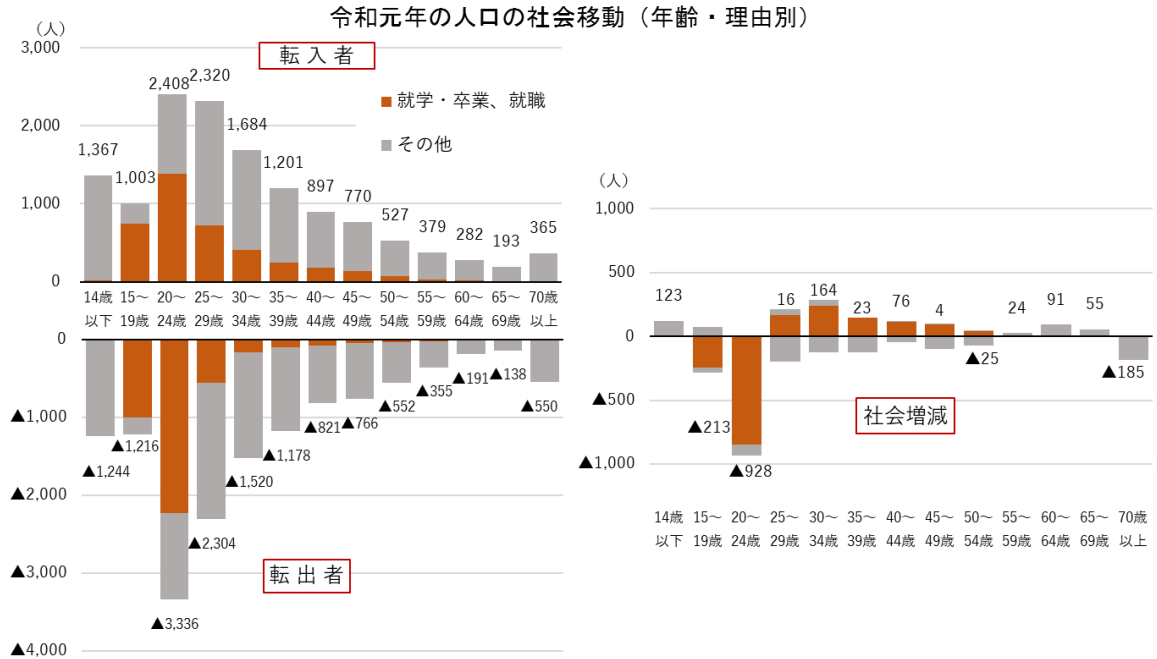
【図表9】



③女性・若者を中心とした県外転出

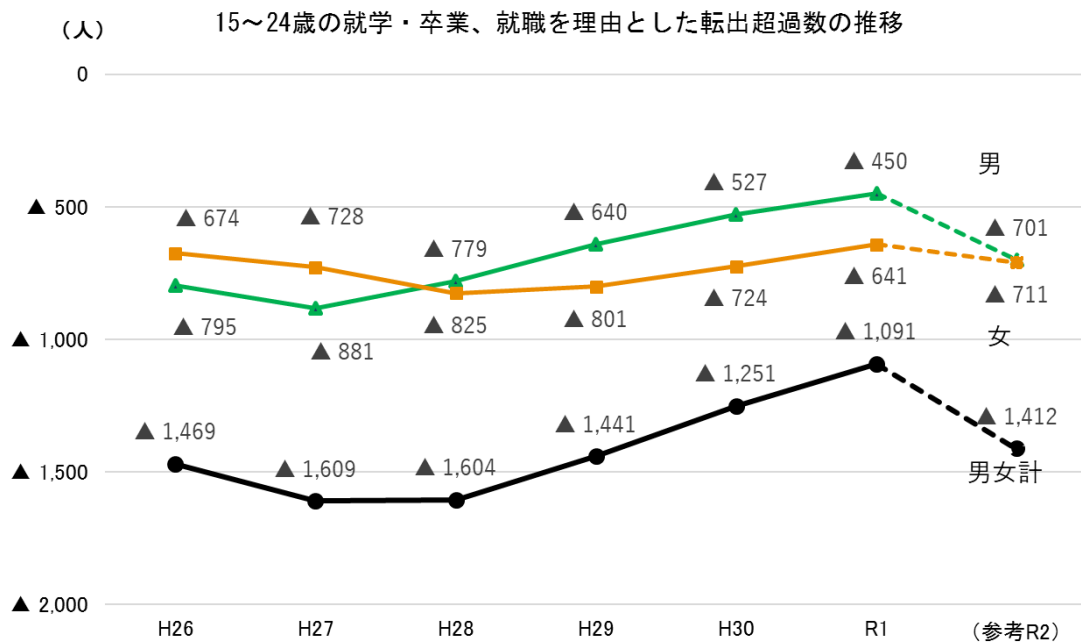
社会減は、15～24歳の若者の就学・卒業、就職による転出が主な要因となっており、その転出超過数は近年男性よりも女性のほうが多い傾向があります（図表10、11）。15～24歳の若年層の就学・卒業、就職による転出超過数は、近年、回復しつつありますが、男性に比べて女性の方が回復の基調が弱い状況です（図表11）。

【図表10】



資料：島根県統計調査課「R元島根県人口移動調査」〔H30.10.1～R元.9.30〕

【図表11】



資料：島根県統計調査課「島根県人口移動調査」〔各年10月1日現在〕

④世帯構成の変化

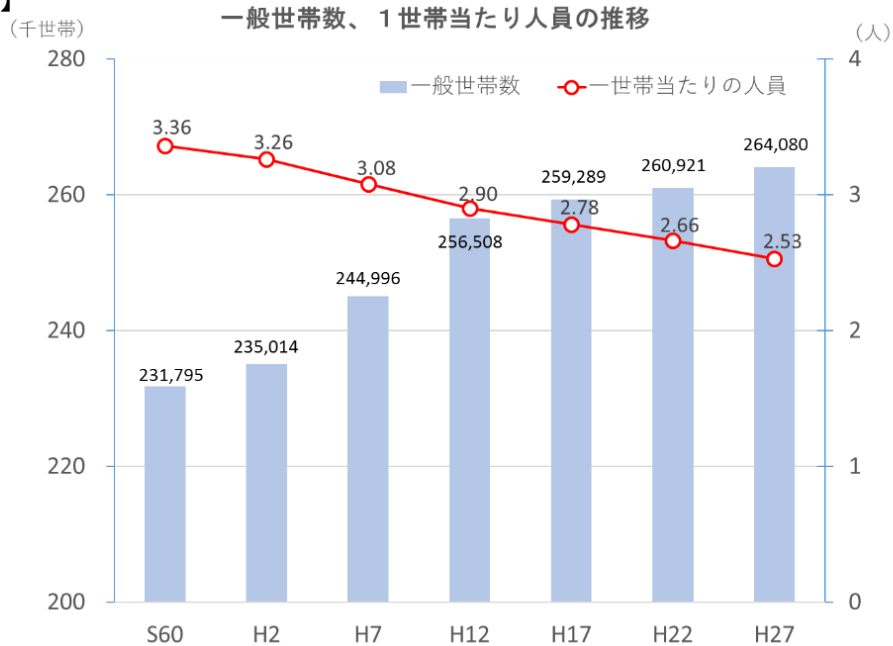
島根県の一般世帯数は増加傾向にあります。1世帯当たりの人員は減少傾向にあります（図表12）。

また、家族類型別世帯数を見ると、「その他の親族世帯（3世帯同居等）」の割合は、全国に比べると高いことが特徴ですが、減少傾向となっています。

一方で、「単独世帯」が増加するなど、家族形態に変化が見られます（図表13）。

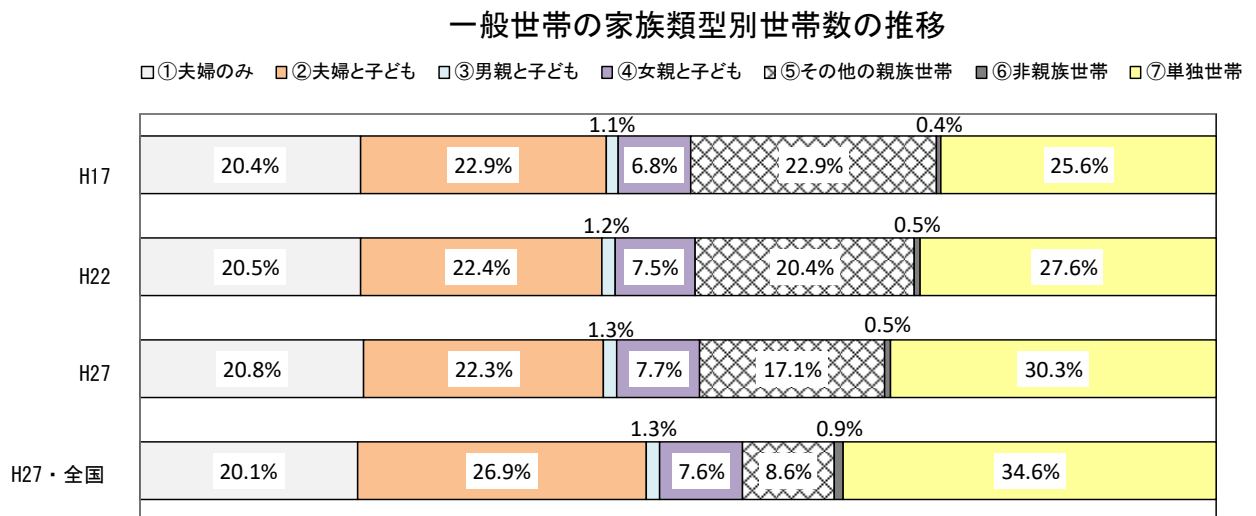
また、年齢（5歳階級）別に未婚率をみると、男性、女性ともに増加傾向にあります（図表14）。

【図表12】



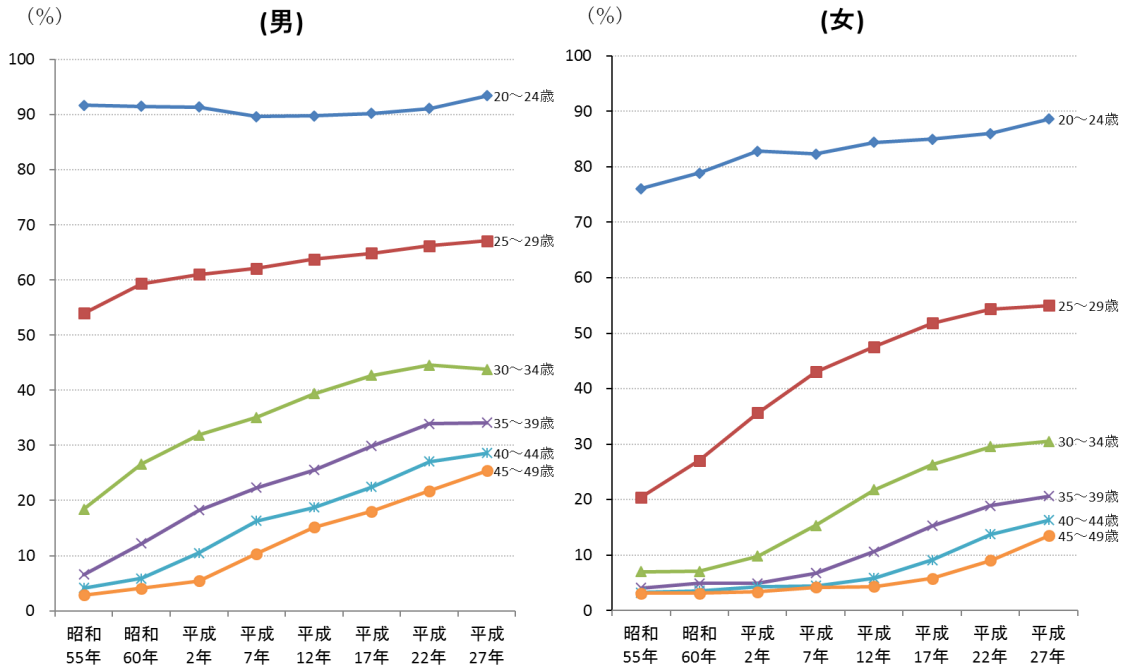
資料：総務省統計局「国勢調査」

【図表13】



資料：総務省統計局「国勢調査」

【図表 1 4】 20～49 歳における男女別未婚率の推移



(2) 働く女性を取り巻く環境

①就業環境

島根県の生産年齢（15～64 歳）における女性の労働力は 74.6%で、全国 1 位となっています（図表 1 5：参考指標 1）。

一方、近年の県内の雇用者数の推移については、男性の雇用者数は減少傾向、女性の雇用者数は増加傾向にあります（図表 1 6）。

また、女性の正規の職員・従業員の割合は、52.1%で全国 7 位と高い水準となっていますが、給与の男性に対する女性の比率を見てみると、77.4%（全国 9 位）となっており、男女間での格差が見られます（図表 1 5：参考指標 2、3）。

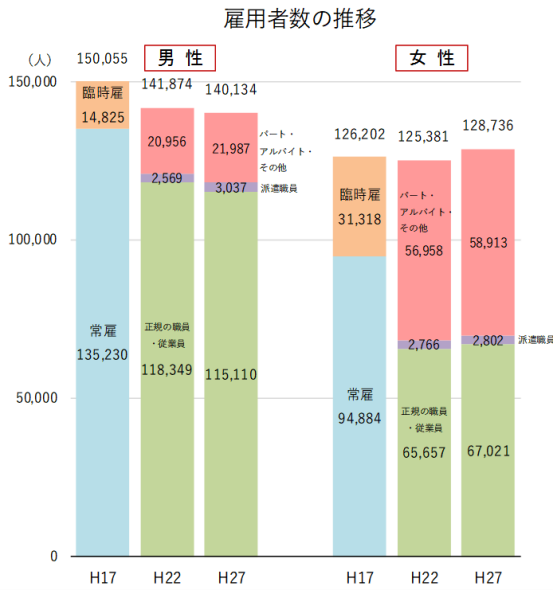
年齢別女性労働力の減少幅（M字型カーブの窪みの浅さ）は、3.6 ポイントで全国 9 位となっているものの、出産や子育てにかかる期間が女性の働き方に影響を与えていることが考えられます（図表 1 5：参考指標 4、図表 1 7）。

また、全国的に新型コロナウイルス感染症に起因して大きな影響を受けている飲食、観光、サービス分野において、雇用に占める女性の割合が高いことなどにより、女性への雇用面への影響が懸念されています。

【図表 1 5】

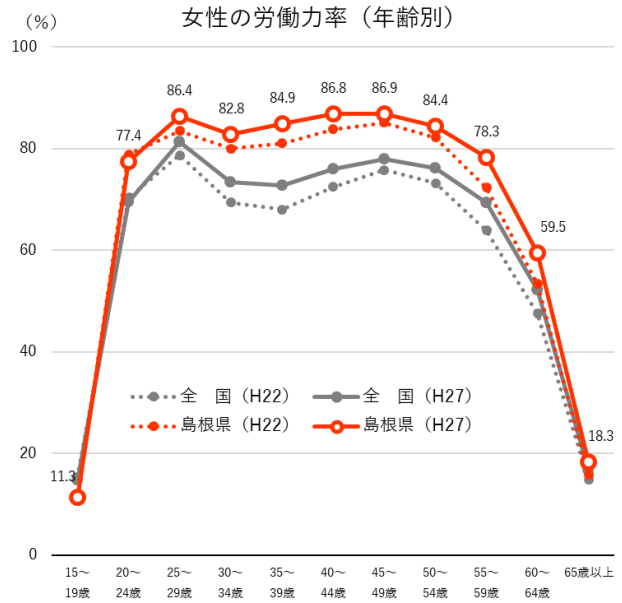
	参考指標	島根県	全国	出典
1	女性の労働力率 (生産年齢・15～64 歳)	74.6% (全国 1 位)	67.3%	総務省統計局 「平成 27 年国勢調査」
2	女性の正規の職員・従業員の割合	52.1% (全国 7 位)	45.5%	
3	給与の男性に対する女性の比率	77.4% (全国 9 位)	74.3%	厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」
4	M字型カーブの窪みの浅さ	3.6 ポイント (全国 9 位)	8.7 ポイント	厚生労働省「平成 30 年版働く女性の実情」(H27 国勢調査より作成)

【図表 1 6】



資料：総務省統計局「国勢調査」

【図表 1 7】



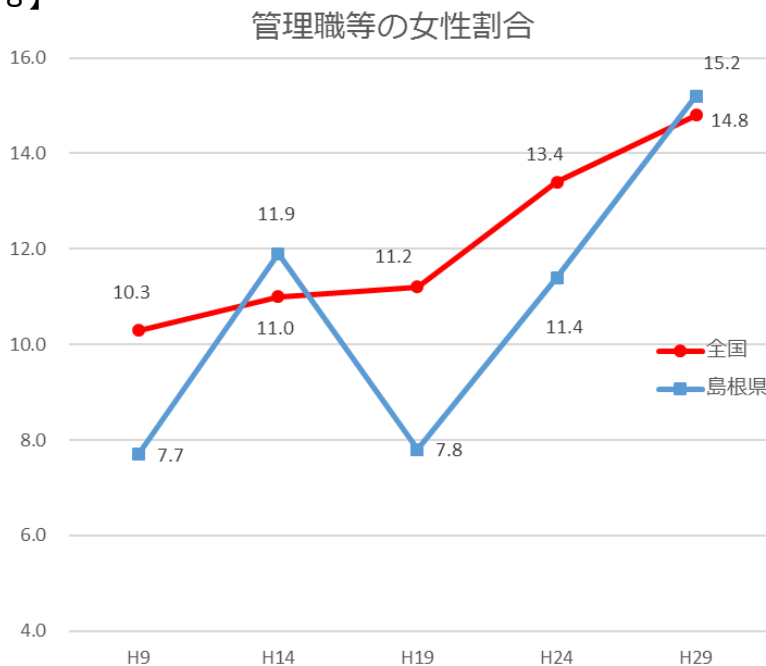
資料：総務省統計局「国勢調査」

②女性活躍の状況

島根県において、管理的職業従事者に占める女性の割合は15.2%で、働いている女性の割合に比べて低い状況にあります（図表18）。

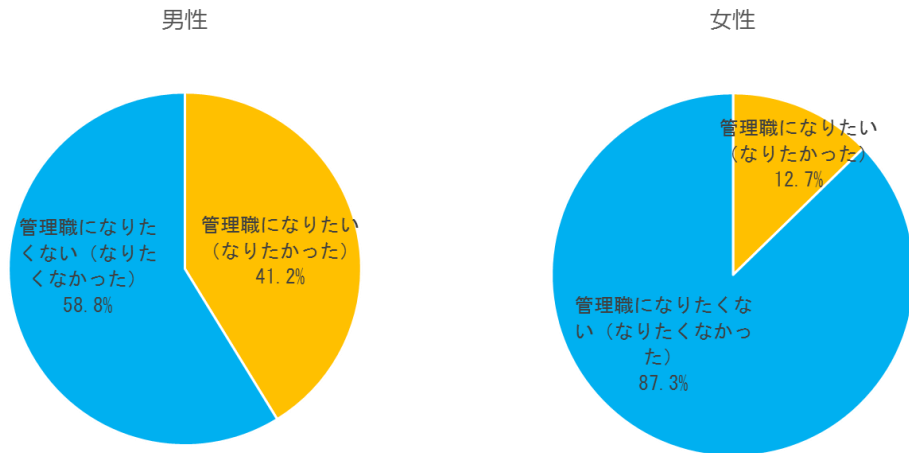
また、令和元年度「島根県企業向けアンケート調査」によると、女性の管理職昇進意向について、「管理職になりたい（なりたかった）」との回答は男性では41.2%でしたが、女性は12.7%しかありませんでした（図表19）。

【図表 1 8】



資料：総務省統計局「就業構造基本調査」

【図表 19】

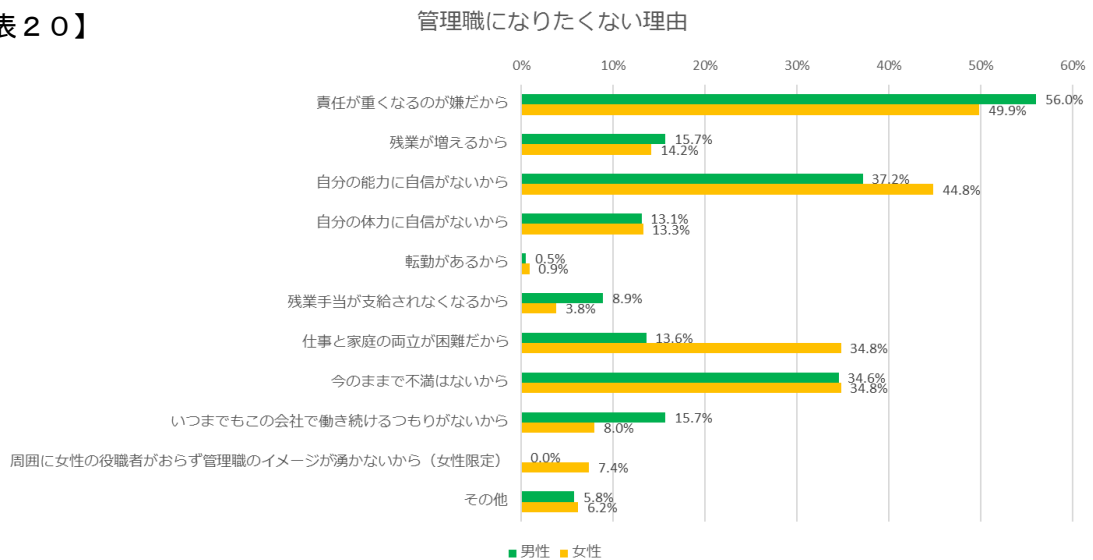


資料：島根県「令和元年度島根県企業向けアンケート調査」

管理職になりたくない理由としては、男性・女性ともに「責任が重くなるのが嫌だから」が最も多くなっています。2位以下は、男性が「自分の能力に自信がないから」「今のままで不満はないから」と続き、女性は「自分の能力に自信がないから」「仕事と家庭の両立が困難だから」と「今のままで不満はないから」が同率で続いています（図表 20）。

管理職など責任のある立場で活躍したり、これまで女性が進出しにくかった分野においても就業できる取組が求められています。

【図表 20】



資料：令和元年度「島根県企業向けアンケート調査」

③仕事と子育て等の両立支援

(7) 有業率

平成 29 年度就業構造基本調査の結果によると、島根県の生産年齢人口（15～64 歳）における女性の有業率は 74.5%（全国 68.5%）で、全国 2 位となっています。平成 24 年の前回調査と比べて、男性は 1.5 ポイントの増、女性は 4.7 ポイントの増となり、男性より女性の割合が増えており、働く女性が多くなってきています（図表 21）。

また、育児をしている女性の有業率は 81.2%（全国 64.2%）で、全国 1 位となっており、結婚や子育て期を迎えても、就労を継続する女性が多いことがうかがえます（図表 22）。

一方で、課題として、「働き続けやすい」と感じる女性は30.4%（令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査）にとどまっています。

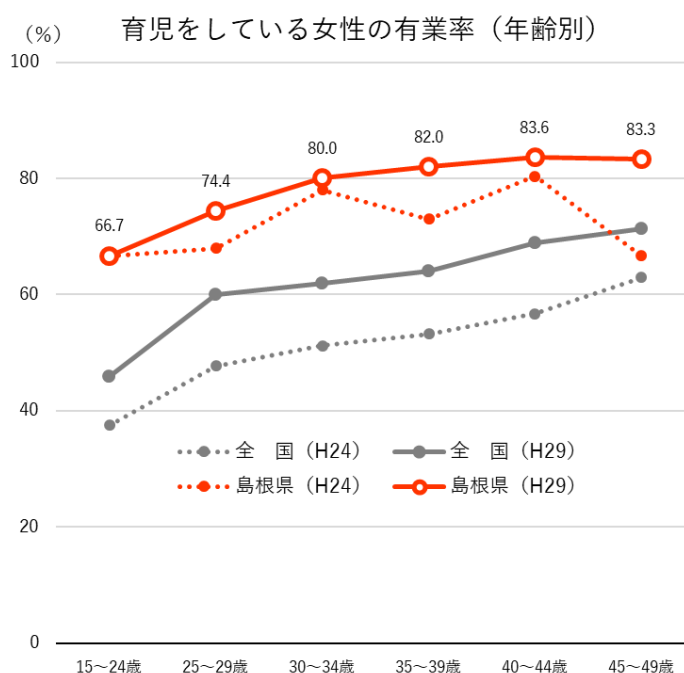
このため、就労を望む女性一人ひとりが結婚や子育てをしながら、希望に応じた就労ができるような取組が求められています。

【図表 2 1】（生産年齢人口（15～64 歳）における女性の有業率）

	H29		H24		増減	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
島根県	83.3%	74.5%	81.8%	69.8%	+1.5 ㊦	+4.7 ㊦
全 国	83.3%	68.5%	81.4%	63.1%	+1.9 ㊦	+5.4 ㊦

資料：総務省統計局「就業構造基本調査」

【図表 2 2】



資料：総務省統計局「就業構造基本調査」

(イ) 家庭の中での役割分担

島根県では、夫婦共働きの世帯の割合が55.5%（全国6位）と全国より高くなっている一方で、子育て世帯の男性の家事・育児・介護時間は69分/日と、女性の407分と比べて男性は約6分の1と少なく、女性に負担が偏っている状況があります（図表23、図表24）。

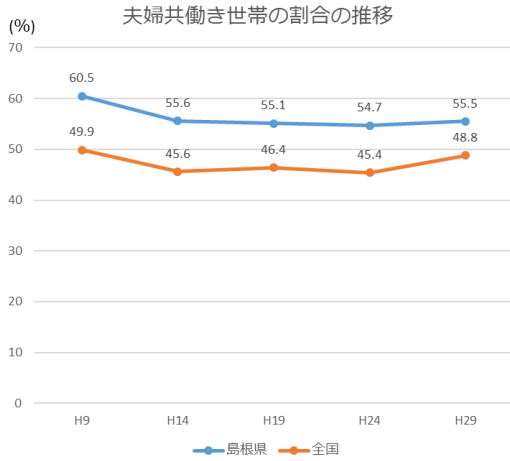
家庭における役割分担においては、日常生活における家庭の仕事等のうち、家事・育児・介護に関する5項目は、「該当する仕事はない」場合を除いて、すべて妻がすることが多くなっています（図表25）。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で家族が家で過ごす時間が増えたことにより、全国的に家事・育児等が女性に集中することが指摘されています。

また、育児休業制度を利用した労働者の割合についても、男性労働者の割合は依然として低い状況にあります（図表26）。

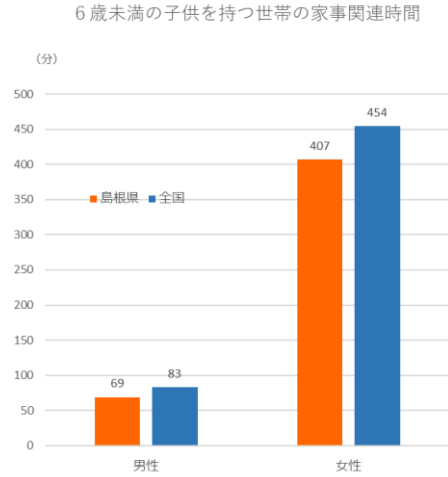
こうしたことから、男女が協力して子育て・介護や仕事に取り組めるよう、夫婦間の分担を見直すことや、職場において、男女とも育児・介護休業が取得しやすく、子育てや介護に対応した柔軟な働き方ができる環境を整えることが必要です。

【図表 2 3】



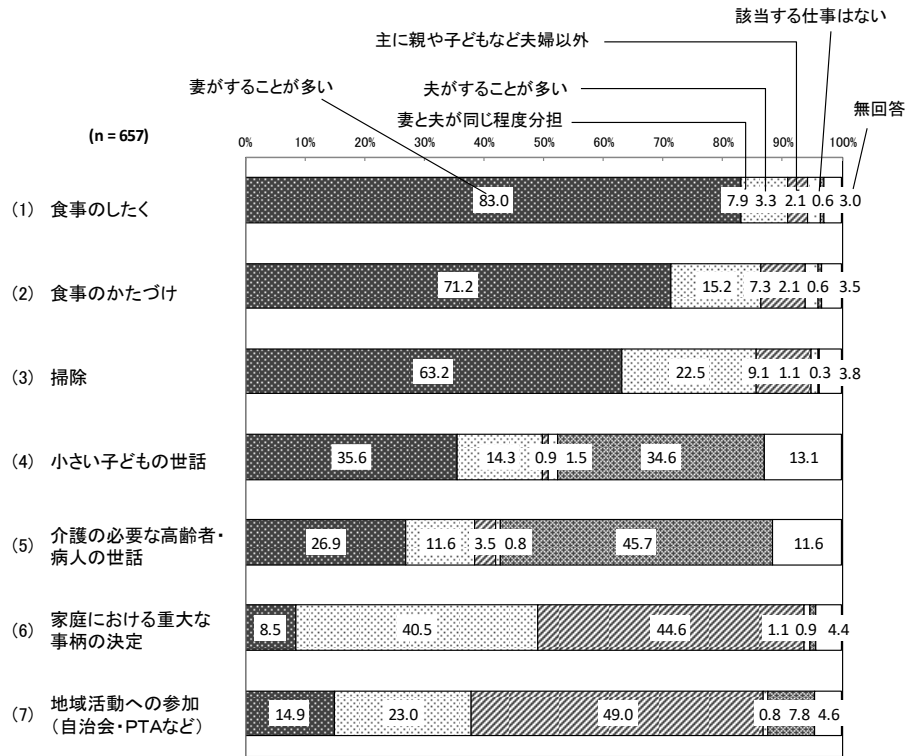
資料：総務省統計局「平成 29 年就業構造基本調査」

【図表 2 4】



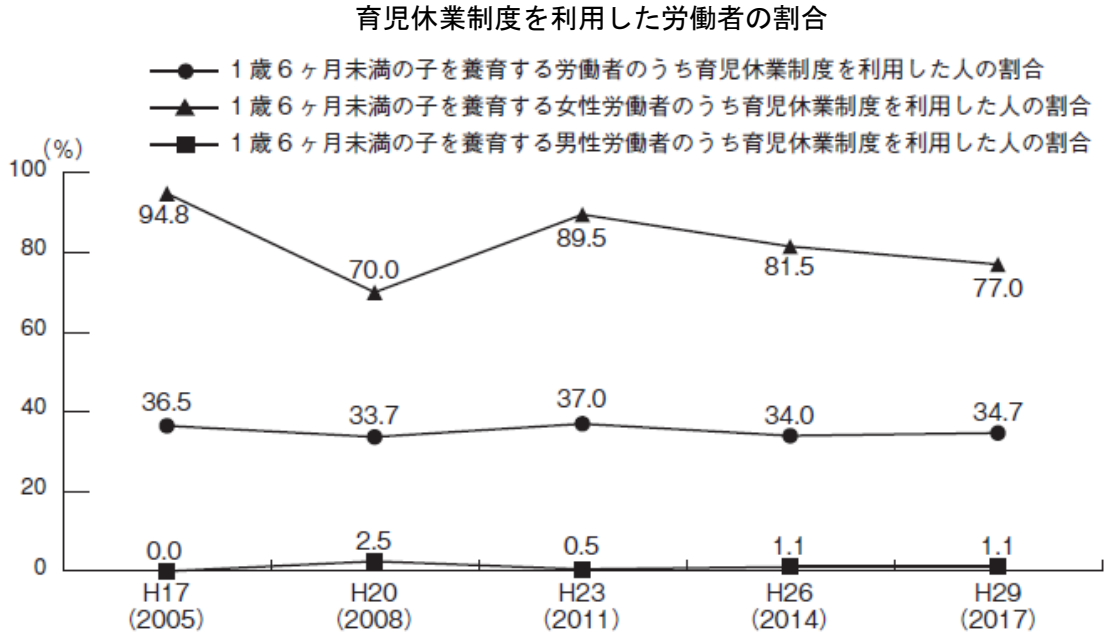
資料：総務省統計局「平成 28 年社会生活基本調査」

【図表 2 5】（家庭の中での担当）



資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

【図表 2 6】



資料：島根県「労務管理実態調査」（調査は3年毎に実施）

※平成20年調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「5人以上」に拡大。平成23年度調査より、調査対象労働者を「1歳未満の子を養育する労働者」から「1歳6か月未満の子を養育する労働者」に拡大

(ウ) ワーク・ライフ・バランス

性別や年齢にかかわらず、誰もが仕事と家庭生活、地域活動、個人の生活など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をとりながら働くことが重要です。

島根県が5年に1回実施している「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」（以下「意識実態調査」という。）では、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について調査しています。

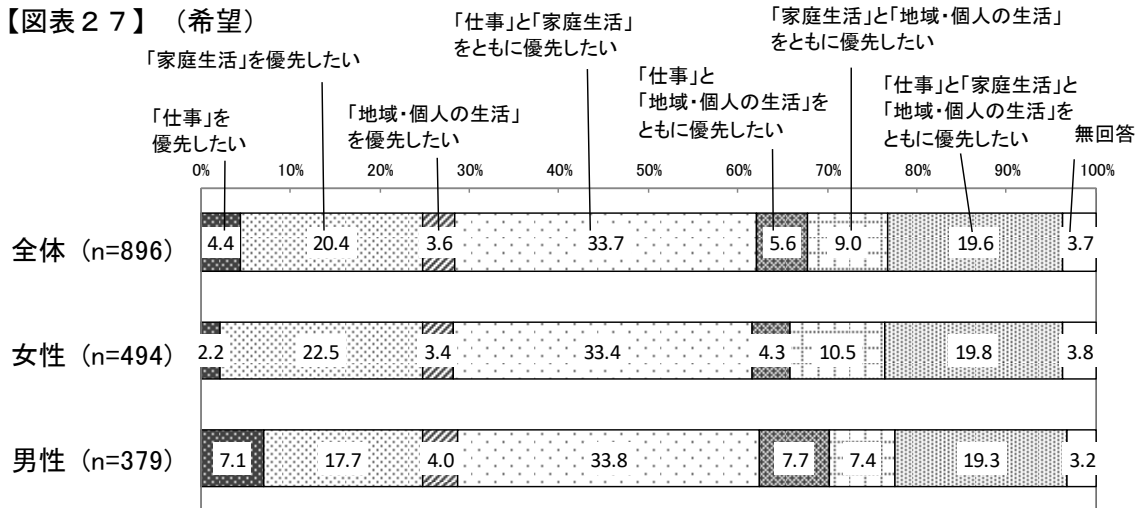
令和元年の意識実態調査によると、希望としては「仕事と家庭生活」（33.7%）が最も高く、「家庭生活」（20.4%）、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活」（19.6%）が続いています（図表27）。

一方、現実（現状）では、「仕事と家庭生活」（25.2%）、「仕事」（24.2%）、「家庭生活」（22.4%）の3つが高くなっています。また、女性は「家庭生活」（29.6%）が高く、男性は「仕事」（31.9%）が高くなっています（図表28）。

現実と希望の差を比較してみると、「仕事」（希望4.4%→現実24.2%の19.8ポイントの差）、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活」（希望19.6%→現実7.8%の11.8ポイントの差）、「仕事と家庭生活」（希望33.7%→現実25.2%の8.5ポイントの差）で回答格差が大きくなっており、希望としては「仕事と家庭生活」または「仕事と家庭生活と地域・個人の生活」を優先させたいにも関わらず、現実には「仕事」優先となっている傾向がうかがえます。

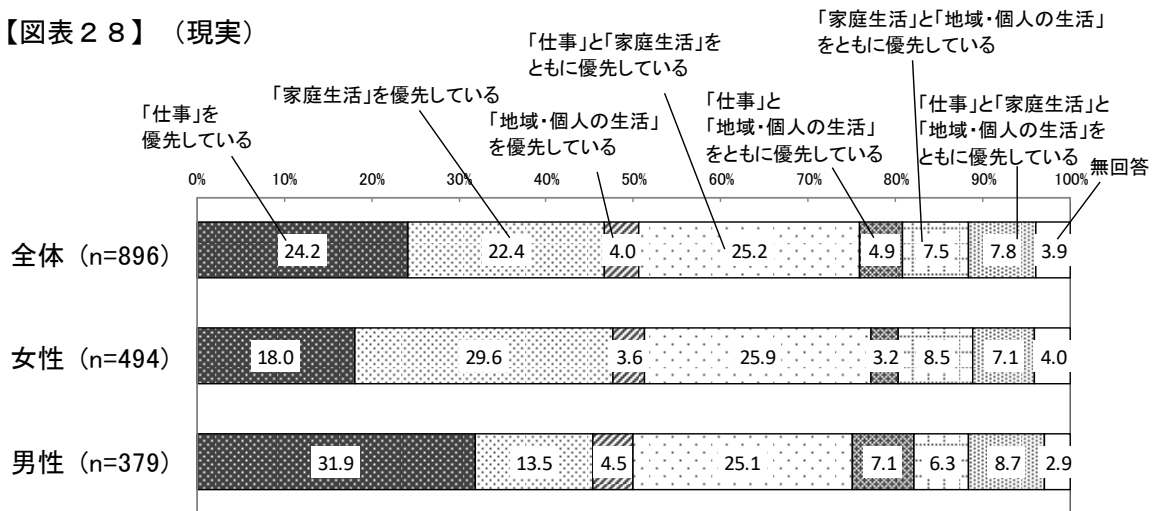
誰もが、健康で豊かな生活に向けた働き方や暮らしができるように、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、子育て・介護支援制度の充実、短時間勤務制度の導入、新型コロナウイルス感染症の影響で普及してきているテレワークの推進など、多様で柔軟な働き方が広がるような取り組みを進めていく必要があります。

【図表 2 7】 (希望)



資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

【図表 2 8】 (現実)

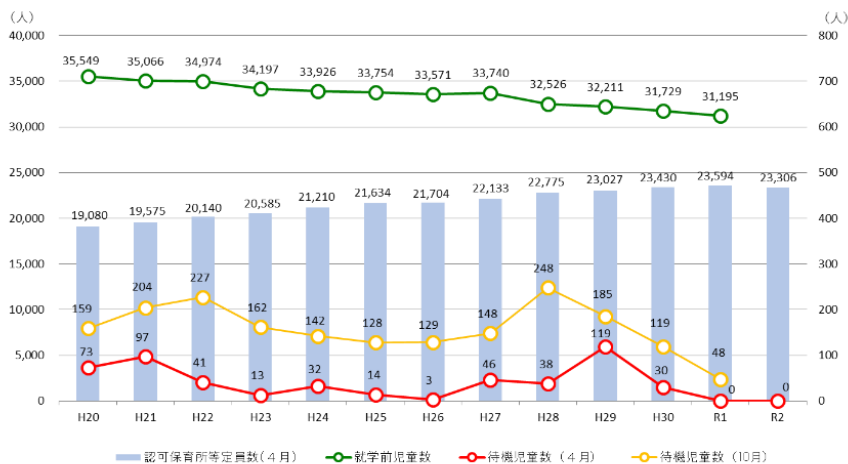


資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

(エ) 保育所等

島根県内では、就学前児童数は年々減少しています。一方、認可保育所等定員数は年々増加していましたが、令和2年は前年から減少しました。待機児童数は近年減少傾向にあります(図表29)。

【図表 2 9】 (認可保育所等定員数と児童数の推移)

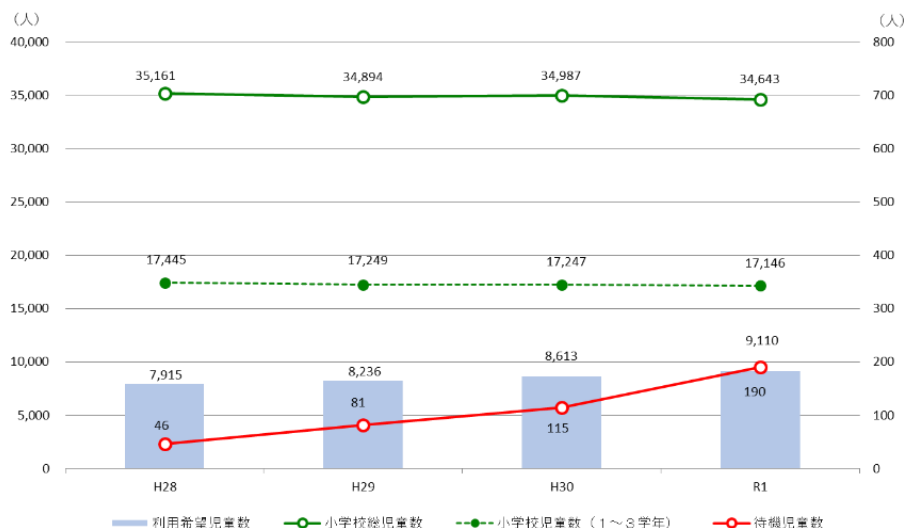


資料：島根県子ども・子育て支援課調査(年度)

小学校児童数（総数及び1～3学年）は減少傾向にある一方で、児童クラブの利用希望児童数は増加傾向にあります。

待機児童数は増加傾向にあります（図表30）。

【図表30】（放課後児童クラブと児童数の推移）



資料：利用希望児童数、待機児童数＝「島根県子ども・子育て支援課」〔年度〕

小学校児童数＝「学校基本調査」（文部科学省）〔年度〕

また、働きながら介護をしている人への支援について見てみると、例えば65歳以上人口に対する介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の定員数の比が、島根県は2.4%（全国2.0%）で全国3位となっており、全国と比べると介護老人福祉施設に関するサービスが充実している状況にあります（図表31）。

【図表31】

参考指標	島根県	全国	出典
65歳以上人口に対する介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の定員数の比	2.4% (全国3位)	2.0%	65歳以上人口は「H27国勢調査」 定員数は「令和元年介護サービス施設・事業所調査」

2. 個別分野ごとの現状と課題

(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程に女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高め、誰もが暮らしやすい社会の実現のために不可欠なものです。

①政治分野

政治的な分野における女性の参画として、議員に占める女性議員の割合については、県議会議員では8.1%（全国32位）、市議会議員では10.3%（全国40位）、町村議会議員では4.7%（全国46位）となっており、それぞれ全国平均を下回っている状況です（図表32：参考指標1～3）。また、女性議員がゼロの市町村議会は5町（飯南町、川本町、美郷町、西ノ島町、隠岐の島町）となっています（図表32：参考指標4）。

②行政分野

審議会等における女性の委員の割合について、島根県においては47.2%（全国3位）で目標の50%に近づいてきているものの、市町村においては25.8%（全国41位）と、平成21年度以降微増傾向に留まっています（図表32：参考指標5、6）。

島根県では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下、「次世代法」という。）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく一体の計画として、島根県特定事業主行動計画を策定しており、昨年3月には、この計画に定める数値目標等を改定の上、「すべての職員がいきいきと働き、能力を發揮できる職場づくり推進計画—島根県特定事業主行動計画—」（計画期間：令和2～6年度）を新たに策定しました。

そうした中、県職員の管理職に占める女性の割合（病院職員、教育職員、警察職員を除く）は、令和2年4月1日現在12.4%となっており、令和6年度までに15%の達成を目標に取り組を進めているところです（図表32：参考指標7）。

③教育分野

島根県において、公立学校における女性管理職の割合（全校種）は、校長で9.8%（全国16.1%）、教頭・副校長で18.0%（全国22.5%）で増加傾向にあるものの、いずれも全国平均を下回っています（図表32：参考指標10、11）。

④民間企業分野

島根県において、管理的職業従事者に占める女性の割合は15.2%で、働いている女性の割合に比べて低い状況にあります（図表32：参考指標12）。

【図表32】

	参考指標	島根県	全国	出典
1	都道府県議会議員に占める女性議員の割合	8.1% (全国32位)	11.4%	内閣府「令和2年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」（議員については、R元.12.1現在）
2	市区議会議員に占める女性議員の割合	10.3% (全国40位)	16.6%	
3	町村議会議員に占める女性議員の割合	4.7% (全国46位)	11.1%	

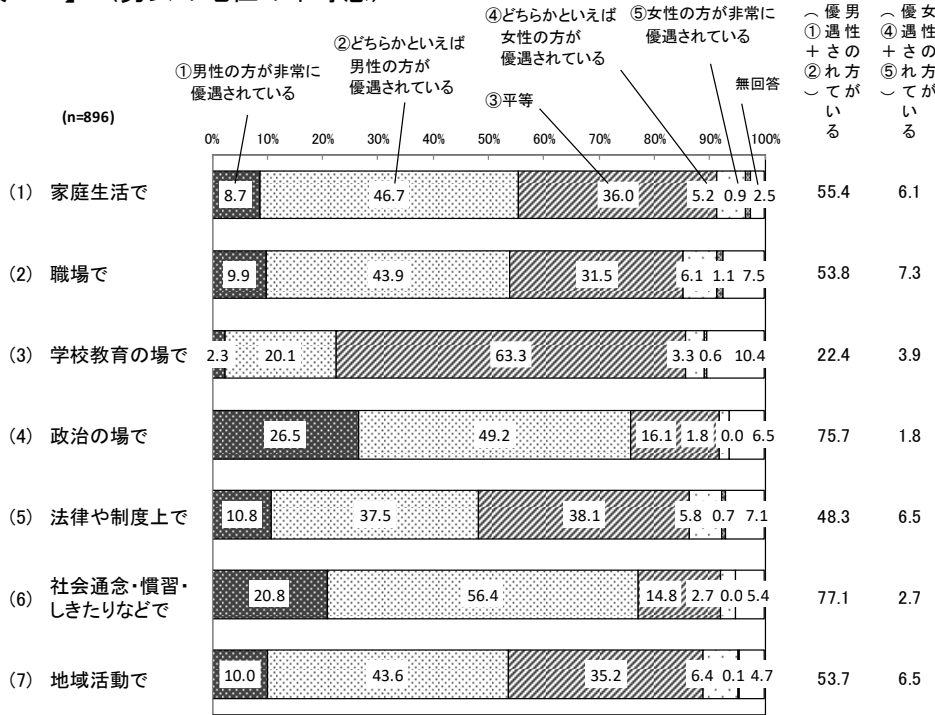
	参考指標	島根県	全国	出典
4	女性議員がゼロの市町村議会	5 町 (26.3%)	311 自治体 (17.9%)	内閣府「令和2年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」(議員については、R元.12.1現在)
5	都道府県の審議会等委員に占める女性の割合	47.2% (全国3位)	37.0%	
6	市区町村の審議会等委員に占める女性の割合	25.8% (全国41位)	29.5%	
7	県職員の管理職に占める女性の割合 (病院職員、教育職員、警察職員を除く)	12.4%	—	島根県人事課 (R2.4.1現在)
8	都道府県職員の管理職に占める女性の割合 (教育職員を除く)	13.5% (全国9位)	11.1%	内閣府「令和2年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」
9	市区町村職員の管理職に占める女性の割合	20.2% (全国9位)	15.8%	
10	公立学校における女性管理職の割合 全校種 校長 (小学校、中学校・義務教育学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校)	9.8%	16.1%	文部科学省「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査」 (R2.4.1現在)
11	公立学校における女性管理職の割合 全校種 副校長・教頭 (小学校、中学校・義務教育学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校)	18.0%	22.5%	
12	管理的職業従事者(会社管理職、管理的公務員等)に占める女性の割合	15.2% (全国20位)	14.8%	総務省「平成29年就業構造基本調査」

(2) 社会全体における意識

意識実態調査では、「家庭生活」、「職場」、「学校教育」、「政治」、「法律や制度上」「社会通念・慣習・しきたりなど」、「地域活動」の7つの分野における男女の地位の平等感を調査しています。令和元年に実施した調査では、次のことが分かっています。

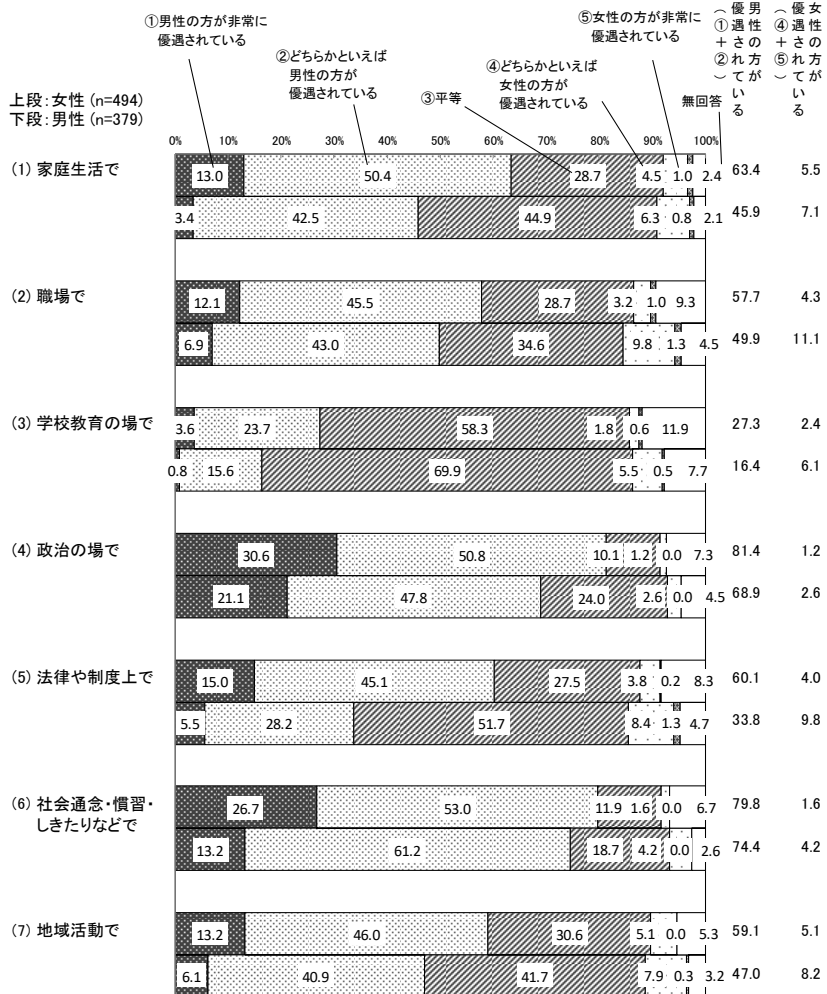
- 男女の平等感について、「平等」とする回答が高い分野は「学校教育の場」であり、63.3%ですが、それ以外の分野ではいずれも「平等」とする意識は低く「男性の方が優遇されている(計)」が高くなっています(図表33)。
- すべての分野において、「平等」とする回答は男性の方が女性を上回っていて、男女差の大きい分野は「法律や制度上で」24.2ポイント差(男性51.7%、女性27.5%)、「家庭生活上で」16.2ポイント差(男性44.9%、女性28.7%)、「政治の場で」13.9ポイント差(男性24.0%、女性10.1%)となっています(図表34)。
- 男女の地位が平等だと思う人の割合(7分野平均)は33.6%であり、「第3次島根県男女共同参画計画」(以下、県3次計画)の目標値(40%)には届いていません。

【図表 3 3】（男女の地位の平等感）



資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

【図表 3 4】（男女の地位の平等感・男女別）



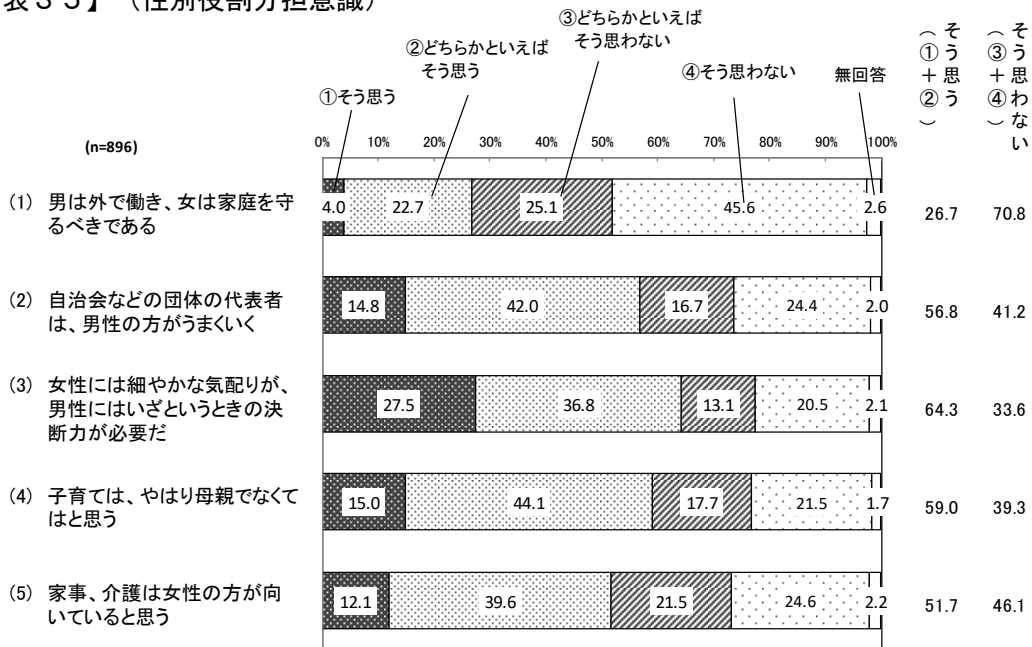
資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

また、典型的な性別役割分担意識についても調査を行っており、次のことが分かっています。

- ・ 典型的な性別役割分担意識について尋ねる「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考えに否定的な回答は70.8%で7割を超えています、「県3次計画」の目標値(80%)には届いていません(図表35)。
- ・ それ以外の4つの事柄については、肯定的(計) > 否定的(計)で、肯定派がまだ過半数を占めています(図表35)。

このように、長年にわたり人々の中に形成された性別に基づく固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識な思い込み(アンコンシャス・バイアス)が依然として存在しています。これらの解消に向けて、引き続き意識啓発や理解促進を図っていく必要があります。

【図表35】(性別役割分担意識)



資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

(3) 地域・農山漁村における男女共同参画

①自治会、PTA、公民館

地域においては、自治会、PTA、公民館など、地域の助け合いや絆、古き良き人間関係などの中で、人々が安全安心な生活を暮らすために必要不可欠なものです。しかしながら、その女性の参画という視点で見ると、自治会長、小中学校PTA会長、公民館長に占める女性の割合は、自治会長が3.9%、小中学校PTA会長が8.9%、公民館長が6.6%となっており、それぞれ9割以上が男性となっており、地域における女性の参画は依然として進んでいない状況にあります(図表36：参考指標1～3)。

また、地域活動における男女の地位の平等感については、53.7%で男性のほうが優遇されているという回答があります(図表33)。

そのため、今後も固定的な性別役割分担意識の解消と地域における女性の参画促進を促進していく必要があります。

②農林水産業

平成 27 年国勢調査によると、島根県の第一次産業従事者に占める女性の割合は 35.4% となっており、農林水産業において、女性は大きな役割を担っています。

一方で、農業委員をはじめ、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員に占める女性の割合は依然として低い状況にあります。（図表 3 6：参考指標 4～7）

家族経営協定を締結している農家数は、平成 21 年度以降増加を続けており、令和 2 年 3 月 31 日現在で 214 件となっています（図表 3 6：参考指標 8）。

今後も、農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画はもとより、女性の経済的地位の向上や農業経営への女性の参画を促進していく必要があります。

【図表 3 6】

	参考指標	島根県	全国	出典
1	自治会長に占める女性の割合	3.9% (全国 28 位)	6.1%	内閣府「令和 2 年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」
2	小中学校 P T A 会長に占める女性の割合	8.9%	14.8%	島根県女性活躍推進課調査 (R2. 7. 1) 全国数値は第 5 次男女共同参画基本計画参考指標 (2020 年)
3	公民館長に占める女性の割合	6.6%	—	島根県女性活躍推進課調査 (原則 R2. 4. 1)
4	農業委員に占める女性の割合	12.6% (全国 24 位)	12.1%	農林水産省「令和元年度農業委員への女性の参画状況」
5	農業協同組合の役員に占める女性の割合	4.2%	8.0%	農林水産省「平成 30 事業年度総合農協一斉調査」
6	森林組合の役員に占める女性の割合	1.2% (全国 9 位)	0.6%	林野庁「平成 30 年度森林組合統計」
7	漁業協同組合の役員に占める女性の割合	0%	0.5%	水産庁「平成 30 年度水産業協同組合統計表」
8	農家における家族経営協定締結数	214 件	58,799 件	農林水産省「令和 2 年家族経営協定に関する実態調査」

(4) 防災における男女共同参画

近年、全国各地において、地震、津波、風水害等の大規模な自然災害が発生しています。島根県においても、平成 3 0 年 7 月豪雨、島根県西部地震や令和 2 年 7 月豪雨など、甚大な被害が生じたところです。

そうした中、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されていないといった課題が分かっています。

そのため、防災に関する政策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画拡大や、指定避難所の運営における女性の参画の推進等に向けて、取組を強化していく必要があります。

島根県においても、市町村防災会議の女性委員の割合が 8.5%、消防団員に占める女性の割合が 2.3%という状況にあり、地域の防災力強化に向けて、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組を進める必要があります（図表 3 7：参考指標 1～5）。

【図表 3 7】

	参考指標	島根県	全国	出典
1	県防災会議の女性委員の割合 (会長を含む)	40.3% (全国 3 位)	16.1%	内閣府「令和 2 年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」
2	市町村防災会議の女性委員の割合 (会長を含む)	8.5% (全国 28 位)	8.8%	
3	市町村防災会議において女性委員が登用されていない市町村数	4 町	348 自治体	
4	消防団員に占める女性の割合	2.3% (全国 35 位)	3.3%	消防庁「令和 2 年度消防防災・震災対策現況調査」
5	消防吏員に占める女性の割合	1.5% (全国 40 位)	3.0%	

(5) 男女間におけるあらゆる暴力をめぐる現状と課題

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、社会全体として取り組むべき問題です。その予防と被害者の人権の回復に向けた取組を進め、暴力の根絶を図る必要があります。

暴力には、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）、性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど、様々な形態があります。また、近年では情報通信技術（ICT）の進化や SNS などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の被害は一層多様化しています。

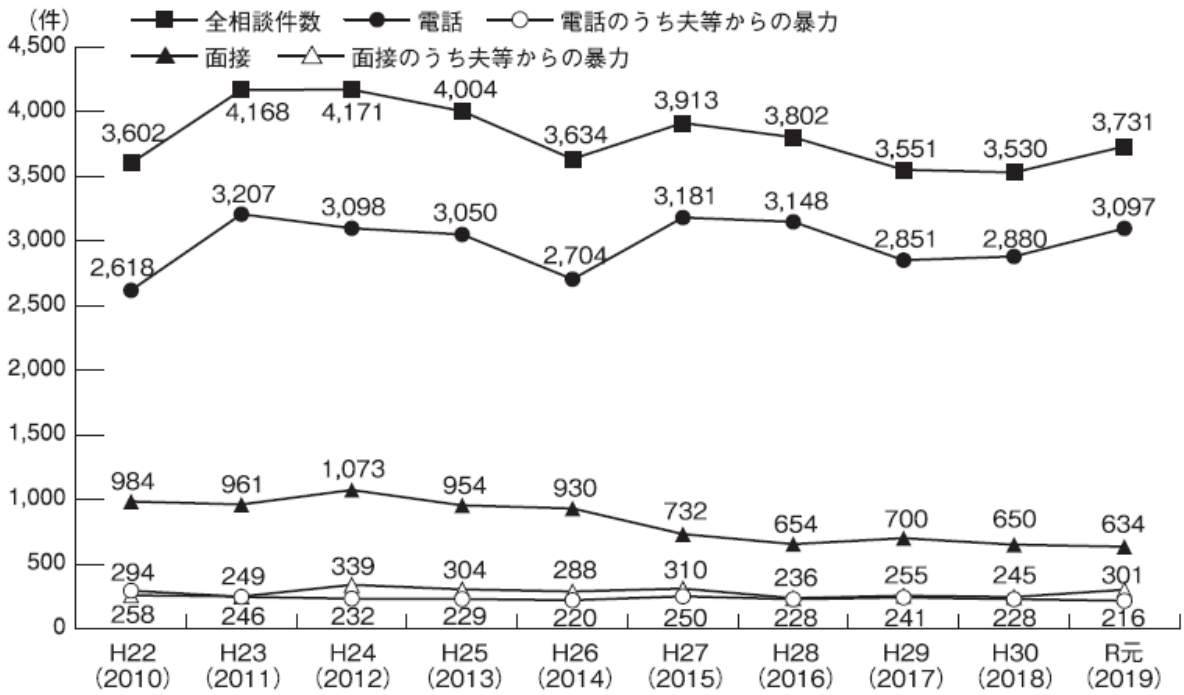
島根県女性相談センターにおける女性相談の件数は、例年 3,500 件を超え、そのうち DV を主訴とする相談は 500 件程度と依然高い状況にあります（図表 3 8）。

令和元年度に受け付けた相談内容を主訴別に見ると、夫婦間の問題（「夫等からの暴力」「夫等の薬物中毒・酒乱」「離婚問題」「夫等その他」）は全体の 46.7%、DV の割合は全体の 13.9% を占めています（図表 3 9）。

全国的には、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛や生活不安などの影響により、DV 相談件数が増加しています。島根県においては、新型コロナウイルス感染症の影響による DV 相談件数の大きな増加は今のところ見られませんが、今後もその影響を注視していく必要があります。

DV を含むあらゆる暴力の根絶に向けて、幼少期からの人権教育や若年層に対する暴力の予防教育、広く県民に対して DV についての正しい認識を深めるための普及啓発等を行い、「暴力を許さない」という意識啓発や社会全体の気運醸成を図るとともに、被害者の多様なニーズに応じたきめ細かな支援体制の充実など、社会環境の整備に努める必要があります。

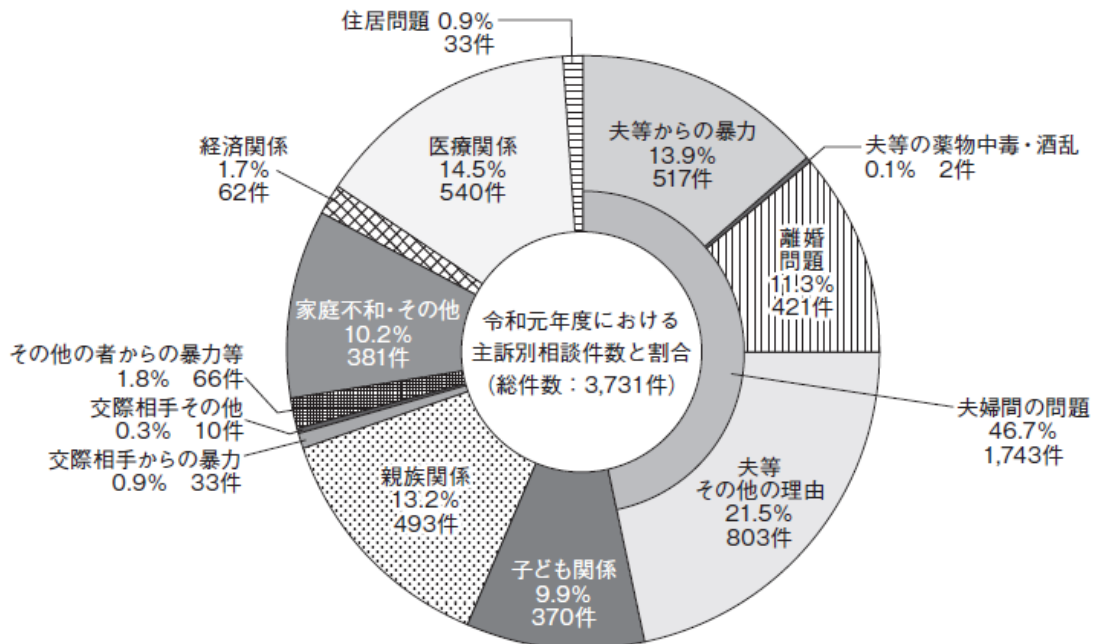
【図表 3 8】（女性相談の件数）



注 女性相談センター等、県の女性相談窓口で受け付けた件数である。

資料：島根県女性相談センター調査

【図表 3 9】（女性相談の主訴別相談状況）



資料：島根県女性相談センター調査

(6) 健康をめぐる現状と課題

生涯にわたり、生き生きと健康で暮らすことは、県民誰もの願いです。また、男女がお互いに身体的性差を十分に理解し、人権を尊重し、思いやりを持つことは男女共同参画社会の形成の前提となります。

特に、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、妊娠・出産など生涯を通じて男性とは異なった身体の変化や、病気などの健康上の問題に直面する可能性があります。そのため、男女がともに、思春期、成人期、中高年齢期など、人生の各段階に応じた健康の保持増進を進めていくことが重要です。

また、妊娠・出産に関しては、妊娠期からの切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、若年層からの「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の視点に基づく、命の大切さや正しい性知識の教育・意識啓発などの取組を進める必要があります。

※女性特有の癌、エッセンシャルワーカーなどについて、今後加筆予定

【図表 4 0】

	参考指標	島根県	全国	出典
1	健康寿命（65歳平均自立期間）	男性 17.76 年 女性 21.05 年	—	島根県健康指標データベースシステム（SHIDS） 平成 25 年～29 年の 5 年平均値
2	健康寿命（日常生活動作の平均自立期間）	男性 79.5 年 女性 84.4 年	男性 79.6 年 女性 84.0 年	国民健康保険中央会 令和元年 12 月
3	乳がん検診の受診率（40～69 歳／過去 2 年間）	43.7%	47.4%	厚生労働省「2019 年国民生活基礎調査」
4	子宮頸がん検診の受診率（20～69 歳／過去 2 年間）	39.0%	43.7%	
5	10 代の人工妊娠中絶実施率（15～19 歳女子人口千対）	2.6	4.7	厚生労働省「平成 30 年度衛生行政報告例」

(7) だれもが安心して暮らせる環境の整備をめぐる現状と課題

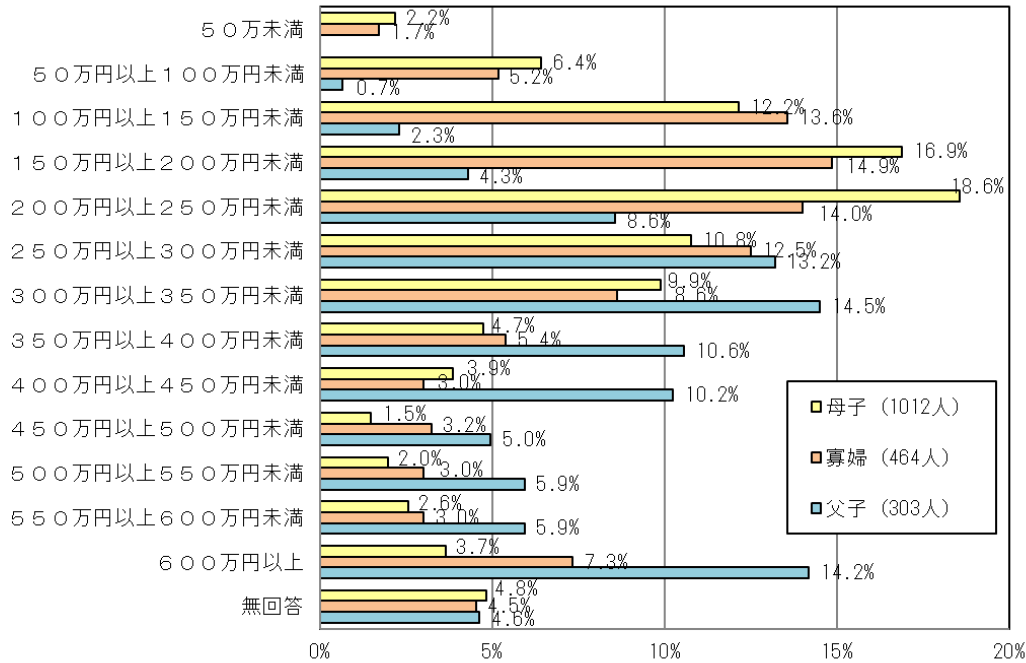
①ひとり親家庭

ひとり親家庭は、生計のみならず家事、育児等の全てを大人一人で担っており、経済、教育、健康面などで大きな不安や負担を抱えています。特に母子家庭においては、非正規雇用の割合が高く、不安定な雇用形態にある者が多いため、約 37.7%の世帯が年収 200 万円未満となっています（図表 4 1）。

そうした状況にあるひとり親家庭の自立の促進と生活の安定を図るため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な支援を行っていく必要があります。

また、ひとり親家庭の子どもが、進学の手続きや学習への意欲を減少させることがないように、子どもへの学習支援等を推進し、貧困の連鎖を防止するための取組を進めていくことが重要です。

【図表 4 1】（世帯の年間収入）



資料：島根県「平成30年度島根県ひとり親家庭等実態調査」

②高齢者

本県の年齢別人口割合は、3人に1人が高齢者（65歳以上）であり、今後もその割合は上昇していくことが見込まれています。

人生100年時代を見据え、高齢者がいきがいを持って地域の担い手として活躍できるよう、その環境づくりを進めていく必要があります。

また、高齢者が生涯を通じて住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される仕組みづくり（地域包括ケアシステム）を進めていく必要があります。

③障がい者、外国人、性的少数者、その他の人権課題

障がいがあること、外国人であること、ルーツが外国であること、性的指向・性自認に関すること、同和問題（部落差別）に関することなどを理由に、社会的な困難を抱えている人は、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を背景に、更に複合的に困難な状況に置かれていることがあります。

そのため、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めていく必要があります。